

# 福知山市中小企業者伴走型・経営力強化業務仕様書

## 1 業務目的

本業務は、市内中小企業者が抱える経営課題に対し、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の手法を活用した業務改善及び経営力強化を図るため、専門人材による伴走型支援を実施することにより、業務効率化、経費削減、生産性向上等の経営改善を促進し、持続的な賃上げに繋げることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 支援対象企業数

市内中小企業者 原則5社以上

### (2) 履行期間

契約締結日～令和9年2月26日

### (3) 業務内容

受託者は、DX等の知見を有する専門人材を活用し、市内企業の経営課題解決に向けた伴走支援を行う。

## 3 支援対象分野（例）

支援対象分野は、DX等を活用した経営改善に資するものとし、主に次の内容を想定する。

- ・業務プロセスの見直し及び業務効率化
- ・データ活用による経営改善
- ・ITツール導入支援
- ・バックオフィス業務の効率化
- ・販売、マーケティングのデジタル化
- ・生産性向上に資するDX推進
- ・その他経営力強化に資する取組

※具体的な支援内容は企業ごとの課題に応じて決定する。

## 4 業務内容

### (1) 支援企業の選定に係る審査

### (2) 初期診断（現状分析）

- ・経営課題のヒアリング
- ・業務プロセスの可視化
- ・DX活用の可能性検討

### (3) 計画策定

- ・課題解決に向けた改善提案書の策定

（経営課題に基づくデジタル化の方向性、先端設備・技術の導入及び活用方法、調達手段、AI・DX等のデジタル技術活用による業務改善内容、生産性向上についての内容を記載した書類）

- ・実行計画の作成

（業務フロー（業務プロセスの改善前後を可視化した上、変化点を明示したもの）を記載したもの）

- ・福知山市先端設備等導入支援金の活用に向けた計画策定支援

#### （4）実行支援

- ・ITツール導入支援
- ・業務改善実行支援
- ・社内体制整備提案

#### （5）効果測定

- ・経費削減効果の検証
- ・作業時間削減の検証
- ・その他改善効果の確認

なお、定量的な実績検証が困難な場合は、将来的な削減見込み額の算出や従業員の負担軽減の定性的な効果の確認をもって代えることができるとする。

#### （6）最終報告

- ・支援内容及び成果の整理
- ・支援企業ごとの成果報告書の作成

## 5 専門人材の配置

受託者は、DX及び経営改善に関する専門知識を有する人材を配置し、支援企業ごとの課題に応じた伴走を実施すること。

## 6 伴走支援の実施条件

（1）1社あたり年間延36時間以上の支援を実施すること。

（2）原則として合計6回以上、支援対象企業の事業所等へ直接訪問し、対面による伴走支援（現場確認、ヒアリング等）を実施すること。

ア 訪問の頻度は、初期の現状分析期や設備導入時など、支援の進捗や対象企業の状況に応じて柔軟かつ効果的にスケジュールを設定すること。

なお、直接訪問する際の交通費等は、契約金額に含むとする。

（3）前号の定期訪問に加え、支援対象企業が実務において困りごとや疑問が生じた際は、Web会議システム、チャットツール、電話等を活用し、オンラインで随時かつ迅速に支援（相談対応等）を行うこと。

## 7 DXセミナーの実施

市内の中小企業者等に対し、DXの重要性や業務改善を啓発するためのセミナーにおいて、講師として登壇し、専門的な知見から登壇すること。

### (1) 実施時期

令和8年度5月下旬（市と協議の上、決定）

### (2) 実施時間 1時間から1時間30分程度

### (3) 実施形式 対面開催（福知山市内の市が指定する会場）

### (4) 対象者 市内中小事業者の経営者・実務担当者

### (5) 講演内容

- ・中小企業におけるDX推進の重要性
- ・他地域における先進事例 他

### (6) 役割分担 受託者：登壇、配布資料及び投影用スライド作成

市：会場の手配、チラシ等作成、集客、当日の会場運営

## 8 アンケートの実施

伴走支援の対象企業にアンケート調査を実施し、目標達成度や満足度を計測し、その結果を成果報告時に提出する。

## 9 成果指標

### (1) 必須指標（アウトプット）

- ・課題解決に向けた実行計画等の策定完了

### (2) 目標指標（アウトカム・効果見込みを含む）

- ・「先端設備等導入計画」の本市への新規認定申請に向けた支援完了
- ・経費削減効果（前年同月比等の実績又は予測値）
- ・作業時間削減効果（工程比較による実績又は予測値）

### (3) 参考指標

- ・売上、利益、その他経営指標

※売上及び利益は参考指標とし、本業務の直接的な成果評価の対象とはしない。

## 10 月次報告

受託者は、支援を実施した月の翌月10日（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）に次の内容を月次報告書として提出すること

- ・支援実施内容
- ・支援時間
- ・改善施策の実施状況
- ・翌月の支援予定（最終月は除く）

## 11 成果報告

受託者は本業務による伴走支援の成果を広く市内の中小事業者等へ波及させるため、以下のとおり成果報告会を実施すること。

- (1) 実施時期：令和9年2月下旬（市と協議の上、決定する）
- (2) 実施時間：1時間30分から2時間程度
- (3) 実施形式：対面開催（福知山市内の市が指定する会場）
- (4) 対象者：市内中小事業者の経営者・実務担当者
- (5) 内容：本業務全体の総括及び支援
- (6) 役割分担：
  - ・受託者；報告会の企画、進行、講師として登壇（報告）、支援対象企業が成果発表として登壇する場合は、資料作成等の補助も受託者が行うこと。
  - ・市：会場の手配、チラシ等の作成、集客、広報、当日の会場設営

## 12 成果物の提出

受託者は、本業務の遂行に伴い、以下の成果物を指定の期限までに市へ提出すること。なお提出形式は電子データ及び紙とする。

- ・月次報告書
- ・支援企業ごとの業務改善実行計画書等の作成物  
（例：現状分析報告書、先端設備導入に向けた比較検討資料、業務フロー等）
- ・参加企業によるアンケート集計結果
- ・業務完了報告書

※なお、上記「支援企業ごとの業務改善実行計画書等の作成物」の具体的な名称、様式及び提出書類の構成については、各企業の課題特性や導入する先端設備等に応じて最適なものとするため、市が求める本業務の目的を達成する範囲内において、市と受託者が協議の上、変更することができるものとする。

## 13 その他

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た市の情報及び支援対象企業の営業上・技術上の秘密等を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

### (2) 個人情報の適切な管理

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関

係法令を遵守し、本業務に関して知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。

(3) 発注者との定期協議

受託者は、業務の進捗状況の共有や支援対象企業が抱える課題の解決を図るため、受託者による日程調整の上、市と（原則として月1回程度、または必要に応じて随時）打合せ等による協議を行うこと。

(4) 福知山市先端設備等導入支援金との連携

受託者は、市が実施する「福知山市先端設備等導入支援金」の活用を前提とし、支援対象企業が同支援金の要件である「先端設備等導入計画」の認定を取得できるよう、適切な助言及び申請サポートを行うこと。

(5) 疑義の決定

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。